

雇用ニュース

令和5年
新年号

かしま



ハローワーク常陸鹿嶋／常陸鹿嶋地区雇用対策協議会

目 次

○年頭のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
○常陸鹿嶋公共職業安定所管内労働市場・・・・・・・・	P 2
○労働者の募集ルールが変わります・・・・・・・・	P 4
○知っていますか？自分の最低賃金・・・・・・・・	P 7
○インターネットとメールが利用できる事業所の皆さまへ 求人者マイページを開設してください・・・・・・・・	P 9
○人材開発支援助成金（人への投資促進コース） 労働者の知識・技能の向上にご活用ください・・・・・・・・	P 11
○（事業主の方へ） 令和４年１２月以降の雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の 経過措置について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18
○緊急雇用安定助成金を申請する事業主のみなさまへ 緊急雇用安定助成金は、令和５年３月３１日をもって終了する予定です・・	P 20
○事業主の皆さまへ 就職氷河期世代の積極的な採用をお願いします・・・・・・・・	P 21
○事業主の皆さまへ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）拡充の お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23

年 頭 の ご 挨 拶

常陸鹿嶋地区雇用対策協議会

会長 原 浩道

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様方におかれましては、すこやかに新春をお迎えのことと存じます。

昨年中は、常陸鹿嶋地区雇用対策協議会の運営に格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会は、常陸鹿嶋公共職業安定所（ハローワーク鹿嶋）及び5市（鹿嶋市、神栖市、鉾田市、行方市、潮来市）の事業所・経済団体・市町村・高等学校・中学校等の会員により昭和48年に創設されました。以降、会員の皆様のご支援を賜り、労働力の確保・雇用管理の改善及び新卒者や障害者等の就職促進など、鹿行地域の雇用対策に積極的に取り組んでまいりました。

近年の鹿行地域における経済状況及び雇用状況は、2020年以降の新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けてまいりましたが、昨年12月の鹿行地域における有効求人倍率は1.41倍（前年度同月より0.25増加）となり、13ヶ月連続で前年同月を上回る状況となるなど改善の動きがでてきております。しかし、昨今の物価上昇等などによる雇用状況への影響を今後も注視していく必要がある状況となっております。

本年は、会員の皆様方及び常陸鹿嶋公共職業安定所をはじめとする関係機関との連携をさらに強化し、諸施策の情報の周知、PR、就職支援など、地域の産業施策と連携し、地域の特性や課題に対応した雇用対策に全力を注ぐ所存でございます。

皆様方のより一層のご支援ご協力をお願い致しますとともに、益々のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

管内労働市場(令和4年12月)

公表日 令和5年1月31日

【全数】

1:職業紹介状況(日雇、学卒を除きパートタイムを含む)

常陸鹿嶋公共職業安定所

項目 年月	新 規						月 間 有 効 (月 平 均)						求 人 倍 率 (原 数 値)				(7) 紹 介 件 数			(8) 就 職 件 数		
	(1) 求 人 数			(2) 求 職 申 込 数			(3) 求 人 数			(4) 求 職 者 数			(5) 新 規		(6) 有 効		本年	前年	増減率	本年	前年	増減率
	本年	前年	増減率	本年	前年	増減率	本年	前年	増減率	本年	前年	増減率	本年	前年	本年	前年						
4/10	1,379	1,418	▲2.8	631	734	▲14.0	3,661	3,574	2.4	3,020	3,283	▲8.0	2.19	1.93	1.21	1.09	513	663	▲22.6	209	198	5.6
4/11	1,243	1,121	10.9	494	662	▲25.4	3,858	3,621	6.5	2,845	3,269	▲13.0	2.52	1.69	1.36	1.11	466	651	▲28.4	148	191	▲22.5
4/12	1,084	1,215	▲10.8	447	496	▲9.9	3,671	3,553	3.3	2,597	3,058	▲15.1	2.43	2.45	1.41	1.16	331	483	▲31.5	130	191	▲31.9
計	3,706	3,754	▲1.3	1,572	1,892	▲16.9	3,730	3,583	4.1	2,821	3,203	▲11.9	2.36	1.98	1.32	1.12	1,310	1,797	▲27.1	487	580	▲16.0

1-1:求人、求職の雇用形態、年齢、性別

項目 年月	新規求人数						新規求職申込数						若年(34歳以下)求職者						高齢者(60歳以上)					
	(9) 一般常用		(10) パートタイム常用		(11) 臨時・季節全体		(12) 一般		(13) パート		(14) 新規求職者		(15) 有効求職者		(16) 就職件数		(17) 新規求職者		(18) 有効求職者		(19) 就職件数		本年	前年
	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比		
4/10	889	▲5.4	361	4.0	129	▲1.5	357	▲19.4	274	▲5.8	179	▲18.3	848	▲6.0	61	22.0	190	▲6.4	705	▲10.2	42	0.0		
4/11	758	1.7	380	36.2	105	8.2	317	▲20.8	177	▲32.4	134	▲33.3	795	▲15.1	40	▲16.7	131	▲12.1	655	▲11.5	24	▲14.3		
4/12	730	▲8.2	252	▲14.0	102	▲19.7	277	▲13.4	170	▲3.4	110	▲20.3	723	▲18.2	37	▲26.0	124	0.0	573	▲12.7	26	13.0		
計	2,377	▲4.2	993	8.1	336	▲5.4	951	▲18.2	621	▲14.8	423	▲24.2	2,366	▲13.1	138	▲6.8	445	▲6.5	1,933	▲11.4	92	▲1.1		

注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

1-2:産業別、規模別新規求人数

産業別・ 規模別	年月	4/12	3/12	増減率	4/10～4/12の累計			
	全 数				うちパートタイム			
					前年同期比		前年同期比	
建設業		223	249	▲10.4	728	1.3	23	▲20.7
製造業		146	205	▲28.8	530	▲18.7	99	▲28.3
(うち機械製造)		17	14	21.4	51	2.0	4	▲76.5
情報通信業		4	0	*	12	20.0	1	▲50.0
運輸業		112	96	16.7	354	18.8	35	29.6
卸売、小売業		83	108	▲23.1	314	18.9	134	59.5
飲食店、宿泊業		100	63	58.7	239	49.4	182	38.9
医療・福祉		199	260	▲23.5	732	▲20.1	340	▲16.5
サービス業		87	128	▲32.0	303	▲15.1	76	7.0
その他		130	106	22.6	494	30.7	264	34.7
計		1,084	1,215	▲10.8	3,706	▲1.3	1,154	6.4
4人以下		158	208	▲24.0	564	▲0.7	190	5.0
5～29人		512	577	▲11.3	1,617	▲4.1	475	▲1.5
30～99人		247	260	▲5.0	943	12.5	363	13.1
100～299人		121	122	▲0.8	397	0.0	109	58.0
300人以上		46	48	▲4.2	185	▲29.9	17	▲46.9

1-3:求人倍率(季調値)

項目 年月	全 国		茨 城 県	
	新規	有効	新規	有効
4/10	2.33	1.35	2.47	1.48
4/11	2.42	1.35	2.44	1.49
4/12	2.39	1.35	2.48	1.49

1-4:完全失業者

項目 年月	実数	失業率
	(万人)	(%)
4/10	178	2.6
4/11	173	2.5
4/12	171	2.5

令和4年12月末現在

適用事業所数	4,971 所
被保険者数	73,579 人

2:雇用保険関係業務(短時間を含む)

項目 年月	(20) 受給資格 決定件数		(21) 受給者実人員 (基本手当基本分)		雇用保険被保険者資格					
	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	(22) 取 得		(23) 喪 失			
					前年同月比	前年同月比	前年同月比	うち(事)都合	前年同月(事)都合	前年同月(事)都合
4/10	196	▲4.9	774	▲10.5	860	7.1	987	18.6	47	29
4/11	175	▲2.2	740	▲17.4	692	4.5	693	▲7.1	27	56
4/12	134	4.7	668	▲21.3	669	9.7	670	3.9	22	31
計	505	▲1.6	2,182	▲16.4	2,221	7.0	2,350	5.7	96	116

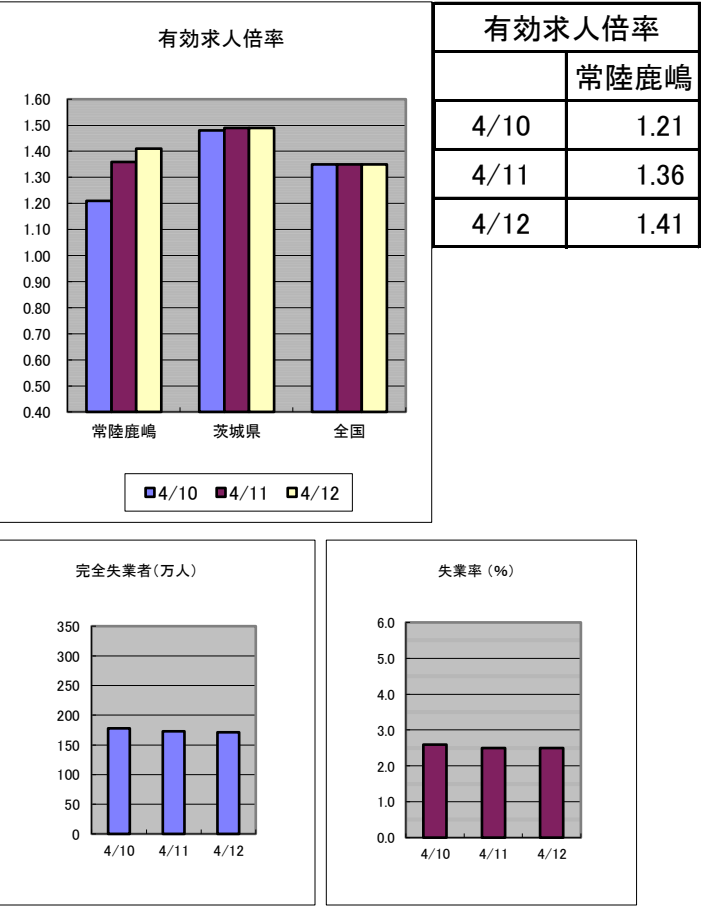
※令和2年1月分以降は速報値であり修正がありえる

3:令和5年3月新規学卒者の需給状況

令和4年12月末現在

項目 学校	就職希望者数		求 人 数 (管 内)		受 求 人 数 (県 内 外)		求人倍率		就職決定率 (内定率)	
	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	本年	前年	本年	前年
中学	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
高校	473	▲9.0	1,297	13.2	0		2.74	2.20	95.6%	92.3
短大	—	—	130	▲13.9	—	—	—	—	—	—
大学	—	—	164	1.9	—	—	—	—	—	—

(縁故就職者は除く)



就職者数

0

452

0

0

公表日 令和5年1月31日

管内労働市場主要指標の推移

【全数】

常陸鹿嶋公共職業安定所

項目 年月		求 人		求 職		紹 介		就 職		有効求人 倍 率	受給資格 決定件数	受給者実人員 (基本手当 基本分)
		新規	有効	新規	有効	うち(保)	うち(保)	うち(保)	うち(保)			
30 年度		18,899	53,965	8,525	31,590					9,504	1,609	2,737
(月平均)		1,575	4,497	710	2,633	792	134	228	44		195	643
31 年度		16,885	49,166	8,412	31,958	8,531	1,586	2,664	530	1.54	2,253	
(月平均)		1,407	4,097	701	2,663	711	132	222	44		188	672
02 年度		14,009	40,838	8,458	35,654	8,019	1,443	2,273	475	1.15	2,539	
(月平均)		1,167	3,403	705	2,971	668	120	189	40		212	794
03 年度		14,781	42,600	8,571	38,327	7,847	1,438	2,386	509	1.11	2,485	
(月平均)		1,232	3,550	714	3,194	654	120	199	42		207	858
令和2年度	1月	1,363	3,269	774	2,985	704	128	152	41	1.10	182	727
	2月	1,200	3,386	675	2,898	739	133	179	38	1.17	169	731
	3月	1,226	3,642	818	3,062	913	137	231	45	1.19	172	749
令和3年度	4月	1,319	3,429	1,020	3,341	792	117	245	35	1.03	311	809
	5月	944	3,328	718	3,292	582	85	188	34	1.01	322	807
	6月	1,243	3,382	740	3,257	743	127	236	43	1.04	175	923
	7月	1,154	3,252	664	3,081	614	128	217	46	1.06	216	945
	8月	1,074	3,365	715	3,090	637	113	153	36	1.09	193	944
	9月	1,177	3,368	717	3,161	708	113	182	37	1.07	197	918
	10月	1,418	3,574	734	3,283	663	131	198	36	1.09	206	865
	11月	1,121	3,621	662	3,269	651	151	191	41	1.11	179	896
	12月	1,215	3,553	496	3,058	483	103	191	53	1.16	128	849
	1月	1,519	3,767	777	3,171	656	132	165	45	1.19	223	810
	2月	1,292	3,955	640	3,134	590	119	178	50	1.26	163	778
	3月	1,305	4,006	688	3,190	728	119	242	53	1.26	172	756
令和4年度	4月	1,372	3,915	843	3,291	636	121	219	45	1.19	249	635
	5月	1,148	3,732	798	3,349	619	99	211	43	1.11	225	745
	6月	1,543	3,974	637	3,150	613	110	230	44	1.26	217	756
	7月	1,402	4,033	613	3,018	525	112	166	36	1.34	190	769
	8月	1,022	3,875	642	3,037	493	102	158	47	1.28	195	849
	9月	1,296	3,630	631	3,001	568	112	161	46	1.21	149	807
	10月	1,379	3,661	631	3,020	513	93	209	42	1.21	196	774
	11月	1,243	3,858	494	2,845	466	99	148	37	1.36	175	740
	12月	1,084	3,671	447	2,597	331	77	130	37	1.41	134	668

対前年同月増減比

		%	%	%	%	%	%	%	%	ポイント	%	%
31 年度		▲10.7	▲8.9	▲1.3	1.2	▲10.2	▲1.4	▲2.7	▲0.2	▲0.17	▲3.7	4.5
02 年度		▲17.0	▲16.9	0.5	11.6	▲6.0	▲9.0	▲14.7	▲10.4	▲0.39	12.7	18.0
03 年度		5.5	4.3	1.3	7.5	▲2.1	▲0.3	5.0	7.2	▲0.04	▲2.1	8.2
令和2年度	1月	▲7.0	▲17.4	2.9	20.7	34.6	36.2	▲16.9	▲2.4	▲0.50	▲5.7	2.4
	2月	▲16.0	▲16.4	▲7.2	9.0	5.6	44.6	▲13.5	31.0	▲0.35	▲5.6	15.7
	3月	▲11.6	▲11.0	1.6	8.3	19.3	0.7	▲5.7	7.1	▲0.26	8.2	19.3
令和3年度	4月	23.2	▲6.1	30.3	16.8	49.4	53.9	24.4	▲12.5	▲0.25	13.5	29.9
	5月	17.0	6.5	14.7	19.5	14.6	▲5.6	19.0	13.3	▲0.12	9.9	32.5
	6月	▲10.1	5.8	▲8.8	13.0	3.2	8.5	23.6	16.2	▲0.07	▲35.9	5.1
	7月	▲1.5	▲0.7	▲4.5	4.1	▲17.1	▲10.5	5.3	12.2	▲0.05	▲3.1	▲1.0
	8月	8.6	0.9	9.2	3.5	0.8	▲4.2	▲14.0	▲10.0	▲0.03	▲2.5	1.1
	9月	▲5.5	1.2	12.0	7.0	8.9	▲1.7	▲10.3	12.1	▲0.06	34.0	2.5
	10月	2.1	1.5	▲6.0	4.2	▲4.6	▲1.5	▲8.3	▲14.3	▲0.03	▲11.2	▲3.9
	11月	▲11.1	▲3.6	▲4.7	3.0	▲1.8	12.7	4.9	▲6.8	▲0.07	▲25.7	20.1
	12月	34.3	6.1	▲1.8	2.4	▲7.8	▲13.4	6.1	20.5	0.04	▲5.2	9.5
	1月	11.4	15.2	0.4	6.2	▲6.8	3.1	8.6	9.8	0.09	22.5	11.4
	2月	7.7	16.8	▲5.2	8.1	▲20.2	▲10.5	▲0.6	31.6	0.09	▲3.6	6.4
	3月	6.4	10.0	▲15.9	4.2	▲20.3	▲13.1	4.8	17.8	0.07	0.0	0.9
令和4年度	4月	4.0	14.2	▲17.4	▲1.5	▲19.7	3.4	▲10.6	28.6	0.16	▲19.9	▲21.5
	5月	21.6	12.1	11.1	1.7	6.4	16.5	12.2	26.5	0.10	▲30.1	▲7.7
	6月	24.1	17.5	▲13.9	▲3.3	▲17.5	▲13.4	▲2.5	2.3	0.22	24.0	▲18.1
	7月	21.5	24.0	▲7.7	▲2.0	▲14.5	▲12.5	▲23.5	▲21.7	0.28	▲12.0	▲18.6
	8月	▲4.8	15.2	▲10.2	▲1.7	▲22.6	▲9.7	3.3	30.6	0.19	1.0	▲10.1
	9月	10.1	7.8	▲12.0	▲5.1	▲19.8	▲0.9	▲11.5	24.3	0.14	▲24.4	▲12.1
	10月	▲2.8	2.4	▲14.0	▲8.0	▲22.6	▲29.0	5.6	16.7	0.12	▲4.9	▲10.5
	11月	10.9	6.5	▲25.4	▲13.0	▲28.4	▲34.4	▲22.5	▲9.8	0.25	▲2.2	▲17.4
	12月	▲10.8	3.3	▲9.9	▲15.1	▲31.5	▲25.2	▲31.9	▲30.2	0.25	4.7	▲21.3

注1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. ▲印は減少を示す。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

2023/1/31

労働者の募集ルールが変わります

職業安定法が改正され、労働者の募集を行う際のルールが変わります。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

求人企業に対して、①求人情報や②自社に関する情報の的確な表示が義務付けられます。

- 虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。
- 求人情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。

対象となる情報

広告や連絡手段を通じて提供される求人情報・求職者情報が幅広く対象となります。

対象の広告・連絡手段

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、放送（テレビ・ラジオ等）、オンデマンド放送等

正確かつ最新の内容に保つ措置

以下の措置を講じるなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- 募集を終了・内容変更したら、速やかに募集に関する情報の提供を終了・内容を変更する。
例：自社の採用ウェブサイト等を速やかに更新する。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう速やかに依頼する。
- いつの時点の求人情報が明らかにする。
例：募集を開始した時点、内容を変更した時点 等。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

自社に関する情報

自社に関する情報についても、以下のような表示をしないようにする必要があります。

×

- 上場企業でないにも関わらず、上場企業であると表示する。
- 実際の業種と異なる業種を記載する。



令和4年10月1日以降も、現在と同様に、個別の応募者と最初に接触するまでの時点に、労働条件を明示しなければなりません。
労働条件の明示は、求人等に関する情報の的確な表示とは別に行う必要があります。

誤解を生じさせる表示をしないための注意点

虚偽の表示ではなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。例えば以下のような点に留意してください。

また、求人情報の提供の段階でも、労働条件として明示すべき項目をできる限り含めた形で提供することが望ましいものです。

業 務 内 容	一般事務 …①
契 約 期 間	期間の定めなし
試 用 期 間	試用期間あり（3か月）
就 業 場 所	本社（●県●市●ー●） 又は △支社（△県△市△ー△）
就 業 時 間	9:00～18:00
休 憩 時 間	12:00～13:00
休 日	土日、祝日（年末年始を含む）
時 間 外 労 働	あり（月平均20時間）
賃 金	月給 20万円（ただし、試用期間中は月給19万円） …②
加 入 保 険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社 …③
派遣労働者として雇用する場合	雇用形態：派遣労働者ではない

①業務内容

職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはなりません。

- × 営業職中心の業務を「事務職」と表示する
- × 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する
- × フリーランス（委託）の募集と雇用契約の募集を混同する

②賃 金

固定残業代を採用する場合に、基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示してはなりません。

- × 【月給】 32万円
- 【基本給】 25万円 【固定残業代】 7万円
- ※時間外労働の有無に関わらず、15時間分支給。15時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給します。

③募集者の氏名または名称

優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示をしてはなりません。

- × A社のグループ会社B社の求人を、「A社は高度なITエンジニアのスキルを持った方を必要としています。」と表示

モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示してはなりません。

- × 【給与】 400万円～【モデル給与】 1000万円～（社内で特に給与が高い労働者の給与を全ての労働者の給与であるかのように例示）
- 【給与】 400万円～600万円
- 【給与】 400万円～600万円
【モデル給与】 555万円
（同職種社員の給与の平均を例示）

虚偽の表示の禁止

以下のような場合は虚偽の表示に該当する場合があります。

- ×
- ・実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載する。
 - ・「正社員」と謳いながら、実際には「アルバイト・パート」の求人であった。
 - ・実際の賃金よりも高額な賃金の求人を掲載する。

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

業務の目的の明示

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

×	・ グループ企業の採用の選考にも使用するにもかかわらず、「自社の採用選考のために使用します」と表示
○	・ 「当社の募集ポストに関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。 ・ 「面接の日程に関する連絡に使用します」と表示。



現在でも、求人企業は以下の職業安定法の個人情報に関する規定の対象です。

- ・ 業務の目的の達成に必要な範囲内で、求職者の個人情報を収集・使用・保管しなくてはなりません。
- ・ 業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなりません。
- ・ 求職者の個人情報をみだりに第三者に提供してはなりません。

業務の目的の達成に必要な範囲内

労働者の募集のために必要な範囲で求職者の個人情報を収集・使用・保管する必要があります。

×	・ 求人と関係のないサービスに入会させるために使用する。 ・ 他社の採用選考のために使用する。
○	・ 選考過程の分析のために個人情報を匿名化・統計処理する。 ・ 面接の日程に関する連絡に使用する。

さらに詳しく知るための情報

■厚生労働省ウェブサイト

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & A、届出の記載例を公開しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html



■人材サービス総合サイト

職業紹介事業者の一覧や事業実績を公開しています。

2022年10月以降は、届け出た特定募集情報等提供事業者の一覧を公開します。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>



都道府県労働局 問い合わせ先

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	愛 知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高 知	職業安定課	088-885-6051
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239		需給調整事業第二課	052-685-2555	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707			
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017			

知っていますか？ 自分の最低賃金

茨城県 最低賃金

911 円 時間額

令和4年 10月1日から

前年比 **32円UP** 

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ
茨城労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1) 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の
動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



支給の要件

1

事業場内最低賃金の
引上げ

2

引上げ後の
賃金額の支払い

3

生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4

解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1

交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2

交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施

3

労働局に
事業実施結果
を報告



4

支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R4.9)

求人者マイページを開設してください!!

ハローワークでは行政機関のペーパーレス化・デジタル化促進のため、原則求人者の申込みはオンライン（求人者マイページ）からの受付となります。

事業所向けメニュー

求人者マイページとは？

求人サービスをオンライン上で受けられる事業所向けの専用ページです。

ハローワークインターネットからオンライン上で開設できます。

ハローワークインターネットサービス

検索

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



24
hour

365日いつでもどこでも申込みができます。

求人者の申込みや変更、募集停止などができます。

過去に出した求人情報を呼び出して、2回目以降は手軽に求人申込みができます。

応募者の管理や採否の登録など求人業務を軽減・効率化できるさまざまな機能があります。お手持のスマートフォンやパソコンから確認できます。

事業所の外観や職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開ができます。

多くの事業所で求人者マイページの利用が進んでいます！
お手続きは簡単です！手続きの詳細は裏面をご確認ください。
ご不明な点がございましたらお気軽に下記窓口へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

- ・ハローワーク常陸鹿嶋 求人係

☎ 0299-83-2318（部門コード31#）

受付日時：月～金曜／8：30～17：15（年末年始、祝日除く）

- ・ハローワークインターネットサービス ヘルプデスク

☎ 0570-077450

受付日時：月～金曜／9：30～18：00（年末年始、祝日除く）

手続きの詳細は裏面をご確認ください

マイページ開設の流れについて



【ハローワークに求人を申し込んだことがある場合】

- ① まずはハローワークにメールアドレスをご登録ください。
(ハローワークの求人係へご連絡ください。)
- ② インターネット上にて『ハローワークインターネットサービス』を開いて頂き、『求人者マイページ開設（パスワード登録）』をクリックしてください。
- ③ プライバシーポリシーをお読み頂き、「プライバシーポリシー」「マイページ利用規約」に☒を入れ、次へ進むをクリックしてください（全てお読み頂かないとが☒できませんのでご注意ください）。
- ④ ハローワークにて登録したメールアドレスを入力してください。
※メールアドレスが入力できない場合はハローワークでの登録に誤りがある可能性があります。お手数ですがハローワーク・求人係までご連絡ください。
- ⑤ 登録したメールに「認証キー」が送られてきます。
- ⑥ 登録画面にて「認証キー」の入力及び[※]パスワードの設定を行います。
- ⑦ 登録完了です。
登録後はマイページより求人の申し込みが可能になります。



【ハローワークの利用が初めての場合】



- ◎ 『ハローワークインターネットサービス』を開いて頂き、『事業所登録・求人申込み（仮登録）』をクリックしてください。
- ・ メールアドレスとパスワードを登録
 - ・ 事業所情報と求人情報を仮登録
 - ・ ハローワークでの事業所情報や求人情報の本登録
 - ・ 求人者マイページの開設（ハローワークにおいて確認が完了し、受理されると求人者マイページが開設されます。）



※パスワードは半角数字、英字、記号を組み合わせ、8桁以上32桁以内で設定してください。

※メールアドレス・パスワードの変更は登録後マイページから可能です。

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース) 労働者の知識・技能の向上にご活用ください

「人への投資促進コース」とは

- 雇用保険被保険者に対して、職務に関連した専門的な知識と技能の習得を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練にかかった経費の一部を助成します。
- 自発的な教育訓練を受けるために必要な教育訓練休暇を労働者に与える長期教育訓練休暇等制度を企業に導入し、労働者が実際に教育訓練休暇等を取得した場合に導入経費と教育訓練休暇中の賃金の一部を助成します。

人への投資促進コース 訓練内容や実施目的に応じたメニューがあります

eラーニングや通信制による訓練等も、助成対象です。

デジタル/成長分野

高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練

IT分野未経験

情報技術分野認定実習併用職業訓練

OFF-JTとOJTを効果的に組み合わせた訓練として厚生労働大臣の認定を受けたIT分野未経験者に対する訓練

厚生労働大臣の認定制度は、都道府県労働局にお問い合わせください。

サブスクリプション

定額制訓練

多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスによる訓練

自発的能力開発

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

教育訓練休暇

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

このパンフレットは、「人への投資促進コース」についてのポイントをまとめた簡易版です。支給要件の詳細は、「人材開発支援助成金(人への投資促進コース)のご案内(詳細版)」をご確認の上、ご不明な点は都道府県労働局へお問い合わせください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

PL041205開企03

支給額はどのくらいですか？

訓練メニューに応じて、以下の助成が受けられます

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材訓練	正規	高度デジタル訓練 (ITスキル水準 (ITSS) レベル3、4以上)	75%	60%	960円	480円	-	
成長分野等人材訓練	非正規	海外を含む大学院での訓練	75%		国内大学院 960円		-	
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	正規	OFF-JT + OJTの組み合わせの 訓練 (IT分野関連の訓練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)
定額制訓練	非正規	定額制訓練 (サブスクリプション型の研修サービス) による訓練	60% (+15%)	45% (+15%)	-		-	
自発的職業能力 開発訓練	非正規	労働者の自発的な職業訓練費用を事業主が負担した訓練	45% (+15%)		-		-	
長期教育訓練 休暇等制度	正規	長期教育訓練休暇制度 (30日連続休暇取得)	制度導入経費 20万円 (+4万円)		1日当たり 6000円 (+1200円)		-	
	非正規	所定労働時間の短縮および 所定外労働時間の免除制度	制度導入経費 20万円 (+4万円)		-		-	

- ・ () 内の助成率 (額) は、生産性の向上が認められる場合に加算される率 (額) です。
高度デジタル人材訓練と成長分野等人材訓練は、当該加算はありません。
- ・ 賃金助成額は1人1時間当たりの額です (長期教育訓練休暇制度は1人1日当たりの額)。
- ・ OJT実施助成額は1人1訓練当たりの額 (定額) です。
- ・ 賃金助成とOJT実施助成は所定労働時間内の訓練に限ります。
- ・ 経費助成は、受講者1人当たりで次の額を限度としています。

受講者1人当たりの助成限度額

訓練メニュー	実訓練時間数 100H未満	実訓練時間数 100 200H未満	実訓練時間数 200H以上	大学 (一年度当たり)	大学院 (一年度当たり)
高度デジタル人材訓練	30(20) 万円	40(25) 万円	50(30) 万円	150(100) 万円	-
成長分野等人材訓練	-	-	-	-	国内150万円 海外500万円
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15(10) 万円	30(20) 万円	50(30) 万円	-	-
自発的職業能力 開発訓練	7万円	15万円	20万円	60万円	国内60万円 海外200万円

- ・ () 内は大企業の額です。
- ・ 大学・大学院での訓練は、一年度あたりの限度額です。
それ以外の民間の教育訓練機関等で実施される訓練は、一の年間職業能力開発計画 (様式第3 - 1号) 当たりの限度額になります。
- ・ 定額制訓練に対する助成は、受講者1人当たりの経費助成の限度額はありません。
- ・ 助成率・額の詳細や生産性要件は、詳細版パンフレットをご確認ください。

主な事業主要件 / 労働者要件は以下のとおりです

支給対象事業主

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 職業能力開発推進者を選任し、事業内職業能力開発計画を策定し、従業員に周知している事業主であること
- **訓練期間中の訓練受講者に対する賃金を適正に支払っている事業主であること**
(自発的職業能力開発訓練、育児休業中の訓練と無給の長期教育訓練休暇等制度の場合を除く)
- 支給申請までに**訓練にかかった経費をすべて**(自発的職業能力開発訓練の場合は1/2以上)**負担**している事業主であること
(長期教育訓練休暇等制度の場合を除く)
- 訓練計画届または制度導入・適用計画届提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請提出日までの間に、事業主都合で雇用保険被保険者を離職させた事業主でないこと
- 労働局が行う審査や実地調査に協力する事業主であること
- 不正受給を行ったことで不支給措置期間にある事業主でないこと など

支給対象労働者

- 訓練実施期間中において、申請事業主に雇用される雇用保険被保険者であること
- 訓練計画届提出時に添付する「訓練別の対象者一覧」(様式第4-1号)(定額制訓練の場合は「定額制訓練に関する対象者一覧」(様式第4-2号))で届けられている者であること(長期教育訓練休暇等制度の場合を除く) など

このページに記載されていない要件もあります。詳しくは詳細版パンフレットをご確認ください。
下記の制度は、厚生労働省のウェブサイトで紹介しています。

職業能力開発推進者、事業内職業能力開発計画

職業能力開発推進者とは、社内で職業能力開発の取り組みを推進するキーパーソンとなる役割を担う方を指します。事業内職業能力開発計画とは、自社の人材育成の基本的な方針を定めて従業員に周知するものをいいます。

職業能力開発促進法では、事業主は職業能力開発推進者を選任し、事業内職業能力開発計画を作成するよう努めることとしています。人材開発支援助成金ではこれらを措置している事業主を助成対象としています。

実習併用職業訓練にかかる厚生労働大臣の認定

実習併用職業訓練とは、OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練のことで、実施計画を立てて申請をすると、その訓練が効果的であるとして厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた訓練を対象として、人材開発支援助成金を申請する場合は、訓練開始日の30日前までに認定の申請をする必要があります。

どのような手続きが必要ですか？

各メニューの手続きの流れは以下のとおりです

高度デジタル人材等訓練

定額制訓練

情報技術分野認定
実習併用職業訓練

自発的職業能力
開発訓練

長期教育訓練
休暇等制度

→手続きの詳細は5ページを参照

→手続きの詳細は6ページを参照

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定 →詳細は3ページを参照

実習併用職業訓練として、厚生労働大臣の認定を受ける
(訓練開始日30日前までに認定申請)
→詳細は3ページを参照

制度導入・周知

就業規則または
労働協約への
各制度を規定する

制度導入・適用計画の提出

制度導入・適用計画期間の初日から起算して6か月前から1か月前までに管轄労働局かハローワークへ提出し、労働局の確認を受ける

訓練実施計画届、年間職業能力開発計画の提出

訓練開始日(定額制は契約締結日)の1か月前までに管轄労働局かハローワークへ提出し、労働局の確認を受ける

制度導入・周知

就業規則または労働協約への各制度を規定する

計画に沿って訓練を実施

変更届の提出

計画を変更する場合

支給申請

訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に管轄労働局へ提出する

計画に沿って制度を適用

変更届の提出

支給申請

制度導入・適用計画期間(制度導入日から3年)内に、支給要件を満たす制度の最終適用日(教育訓練短時間勤務等制度の場合は最初の適用日)の翌日から2か月以内に管轄労働局へ提出

労働局の審査を経て支給

確認項目が多いため、他の助成金よりも支給可否の決定までに時間がかかる場合があります。

長期教育訓練休暇等制度以外の手続きは以下のとおりです

訓練実施計画届・年間職業能力開発計画の提出

事業内職業能力開発計画に基づき、1年間に従業員の職業能力開発をどのように進めるかの計画を作成した上で、訓練の実施期間・実施場所・対象労働者などを具体的に記載した実施計画を、**訓練開始日の1か月前までに**管轄労働局に提出します。

定額制訓練および自発的職業能力開発訓練のうち定額制サービスによる訓練の場合、定額制サービスの契約期間の初日となります。

主な提出書類	・ 訓練実施計画届（様式第1号） ・ 年間職業能力開発計画（様式第3 - 1号） ・ 訓練別の対象者一覧（様式第4 - 1号） など
主な添付書類	・ 訓練内容を確認できる書類（訓練カリキュラム、予定表など） ・ 訓練の対象労働者を確認できる書類 ・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書（写）など） など

支給申請

訓練終了日の翌日から2か月以内に、支給申請書などを管轄労働局に提出します。
支給申請までに、訓練にかかった経費をすべて支払っていることが必要です。

主な申請書類	・ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号） ・ 支払方法・受取人住所届 ・ 支給申請書（様式第5号） ・ 賃金助成と実施助成の内訳（様式第6号） ・ 経費助成の内訳（様式第7 - 1号） ・ OFF-JT実施状況報告書（様式第8 - 1号） ・ 訓練を行う者が不正受給に関与していた場合に連帯債務を負うこと等についての承諾書（様式第12号） など
主な添付書類	・ 訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認するための書類（出勤簿、タイムカードなど） ・ 受講者に対して訓練期間中の賃金が支払われていたことを確認できる書類（賃金台帳など） ・ 事業主が訓練費用を負担していることを確認できる書類（振込通知書など） ・ 訓練に使用した教材の目次等の写し ・ 該当する対象訓練で発行された修了証や、使用したジョブ・カード など

申請様式は厚生労働省のウェブサイトからダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

支給申請書などの書類は、**計画届提出時点の様式**をお使いください。

例：令和4年5月に計画届を提出し受理されたもの場合は、上記リンク先「申請書類ダウンロード」の項目から、『申請書類（令和4年4月1日以降に計画届を提出された方はこちら）』を使用してください。



ご注意ください

届出期限内に訓練計画届の提出がない場合には、**助成金は支給されません**。
郵送で提出をする場合、管轄労働局への**到達日が受理日**となりますので、ご注意ください。

長期教育訓練休暇等制度の手続きは以下のとおりです

制度導入・適用計画の提出

事業内職業能力開発計画に基づき、1年間に従業員の職業能力開発をどのように進めるかの計画を作成した上で、具体的な内容を記載した計画を、制度導入・適用計画期間の初日から起算して**6か月前から1か月前までに**管轄労働局に提出します。

主な申請書類	- 制度導入・適用計画届（訓練休暇様式第1号） - 事前確認書（訓練休暇様式第7号） など
主な添付書類	- 就業規則または労働協約（制度規定前のものの写しと制度規定後の案） <既に長期教育訓練休暇制度を導入している場合> - 長期教育訓練休暇制度に関する申告書（訓練休暇様式第5-4号） - 事業内職業能力開発計画 など

支給申請

支給要件を満たす休暇等の**最終取得日の翌日から2か月以内に**、支給申請書などを管轄労働局に提出します。

主な申請書類	- 制度導入・適用計画届（訓練休暇様式第1号） - 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号） - 支払方法・受取人住所届 - 支給申請書（訓練休暇様式第4号） - 実施状況報告書（訓練休暇様式第5-2号または訓練休暇様式第5-3号） - 賃金助成の内訳（訓練休暇様式第6号） 有給の長期教育訓練休暇を取得した場合 など
主な添付書類	- 就業規則または労働協約の写し - 休暇等を取得した労働者が被保険者であることを確認できる書類（雇用契約書（写）等） - 訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認できる書類（出勤簿、タイムカードなど） - 休暇取得者に賃金が支払われていたことを確認できる書類（賃金台帳など） 有給の休暇の場合のみ - 事業主以外が行う教育訓練、各種検定、キャリアコンサルティングを、事業主以外が実施していることを確認できる書類（訓練カリキュラム、受講案内等） など

申請様式は厚生労働省のウェブサイトからダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

支給申請書などの書類は、**計画届提出時点の様式**をお使いください。

例：令和4年5月に計画届を提出し受理されたものの場合は、上記リンク先「申請書類ダウンロード」の項目から、『申請書類（令和4年4月1日以降に計画届を提出された方はこちら）』を使用してください。



ご注意ください

届出期限内に訓練計画届の提出がない場合には、**助成金は支給されません**。
郵送で提出をする場合、管轄労働局への**到達日が受理日**となりますので、ご注意ください。

助成金がもらえない訓練はありますか？

例えば以下のような訓練は、支給対象になりません。

- ・ 職務に直接関係ないもの、趣味教養のもの、通常の事業活動の範囲内で行われるべきもの、法令等で義務づけられたものなど、助成目的に適合しない内容の訓練
- ・ 講演会・学会など、訓練ではないもの
- ・ OFF-JTが通常の生産活動と区別されない場所で実施されているものなど、助成目的に適合しない実施方法の訓練
- ・ 講師要件を満たさない者が講師をつとめる事業内訓練
- ・ OJTに必要な指導者を確保できておらず、受講生ひとりで実施するものなど

変更届を提出せずに、計画とは違うカリキュラムや日時・場所等で訓練を実施した場合等も、変更した部分は対象になりません。詳しくは詳細版パンフレットをご確認ください。

教育訓練休暇の対象とならない訓練はありますか？

例えば以下のような訓練については、対象になりません。

- ・ OJT
- ・ 業務命令で受講させるもの
- ・ 通常の事業活動の範囲内で行われるもの（自社の経営方針の説明・報告会、自社製品・サービス・社内制度に関する説明など）
- ・ 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの
- ・ 研究会、発表会、見学会、視察旅行など
- ・ 労働者の休暇日に受講するもの（休暇日を振り替えたとしても対象となりません）
- ・ 事業主が主催するOFF-JT（事業主が事業主以外の設置する教育訓練施設等に依頼して行うもの、外部講師を派遣して行うものも対象となりません）

「OJT」「OFF-JT」とはどのようなものですか？

「OJT」は、**適格な指導者の指導のもとで、企業内の事業活動の中で実施する実習訓練**をいいます。

「OFF-JT」は、**企業の事業活動（通常の業務・生産ライン）と区別して実施する座学または実技訓練**です。

訓練を実施する事業所の事業で報酬を貰っている役員等の方や同事業所から賃金を貰っている従業員

例えば以下のように区別することができます。

- ・ パソコン操作 → 顧客への礼状の作成はOJT / 操作習得用の練習文書の作成はOFF-JT
- ・ 研磨作業 → 出荷品を研磨するのはOJT / 出荷しない不良・廃棄品を使って研磨の練習をするのはOFF-JT
- ・ パーマ施術 → 自店舗等でお客さまに施術するのはOJT / モデルウィッグに施術するのはOFF-JT

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置 (コロナ特例)の経過措置について

雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合の**令和4年12月1日から令和5年3月31日**までの助成内容等は以下のとおりです。

経過措置の対象範囲について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所が経過措置の対象となります。詳しくは本リーフレット「経過措置の内容について」及び裏面をご覧ください。

なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります(一部緩和措置あり)。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。

(ガイドブック) <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

(リーフレット) <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

経過措置の内容について

(注) 上段は助成率。下段は金額は1人1日あたりの上限額。

括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合(※1)**

判定基礎期間の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	—
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	—

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無を確認します。

(※2) 生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で**1か月10%以上減少している事業主**。

なお、生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は裏面を御確認下さい。

(※3) 生産指標が、**直近3か月の月平均**で前年、前々年又は3年前同期比で**30%以上減少している事業主**。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

このリーフレットに記載のないコロナ特例(計画届を提出不要とすることやクーリング期間を適用しないことなど)は、経過措置の対象事業所の場合、経過措置期間中(**令和4年12月1日から令和5年3月31日まで**)は継続します。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

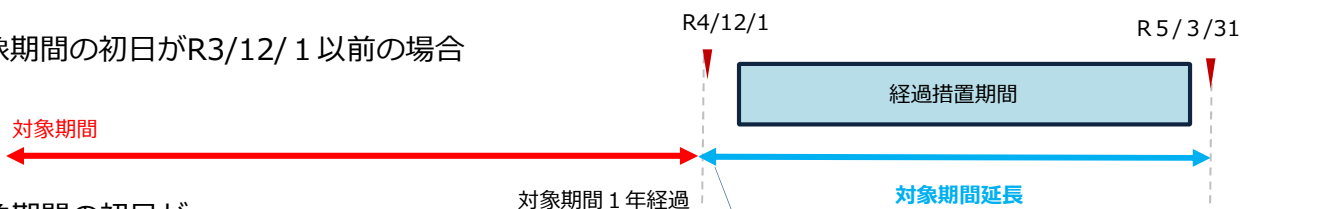


LL041130企01

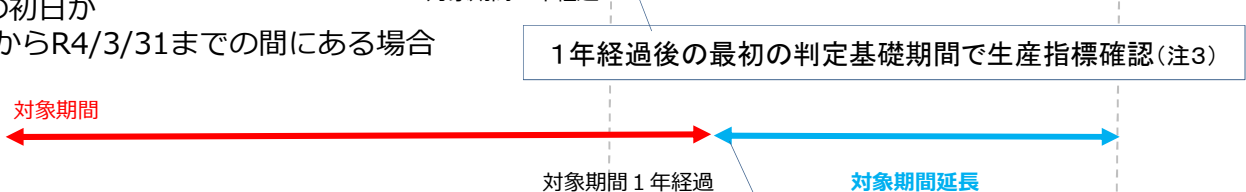
対象期間の延長や生産指標の確認のタイミング等について

- 令和4年12月1日時点で対象期間が1年を超えている場合及び同日以降令和5年3月30日までの間に1年を超える場合は、対象期間を令和5年3月末まで延長します（①、②）。1年を超えない場合は対象期間の延長はありません（③）。
- 経過措置期間の最初の判定基礎期間の申請時に生産指標の確認（1か月10%以上減少しているか）を行います（ただし②、③は確認時期の例外あり。）。申請の際は売上などがわかる書類を添付してください（①、②）。
- 判定基礎期間の初日が令和4年12月1日以降の休業等については、令和4年11月30日以前に受給した日数に関係なく（注1）、令和4年12月以降100日まで（対象期間の範囲で）受給可とします（注2）（①、②、③）。ただし、判定基礎期間が令和4年12月1日を跨がる場合は、当該期間後に100日まで受給可とします（例：11月16日～12月15日が判定基礎期間の場合、12月16日以降の休業等から100日まで受給可。）。
なお、休業等を実施した労働者が1人でもいた日を「1日」とカウントするのではなく、休業等の延べ日数を事業所内の対象労働者数で除した日数を用います。
- 特に業況が厳しい事業主として経過措置を利用する場合は、申請月ごとに生産指標の確認（3か月平均で30%以上減少しているか）を行います（①、②、③）。
（注1）令和4年11月30日までの期間を含む判定基礎期間については100日のカウントに含まれません。
（注2）100日を超えた分は受給できません。

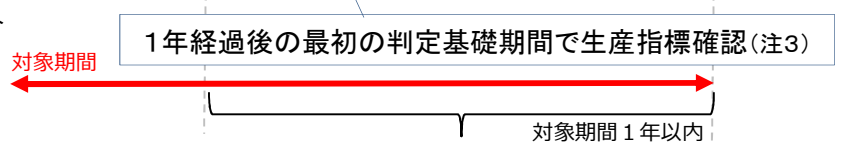
①：対象期間の初日がR3/12/1以前の場合



②：対象期間の初日が
R3/12/2からR4/3/31までの間にある場合



③：対象期間の初日がR4/4/1以降にある場合



（注3）生産指標を確認後、2回目以降の申請では生産指標は確認しません。 **生産指標の再確認はありません**

緊急雇用安定助成金について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業について緊急雇用安定助成金を利用した事業所は、12月以降も雇用調整助成金と同様の上限額及び助成率が適用されます。対象期間は令和5年3月31日まで延長します。初回申請の判定基礎期間の初日が令和4年3月31日以前の場合、雇用調整助成金と同様に生産指標を確認します。

なお、緊急雇用安定助成金を利用していない事業所が令和4年12月1日以降の休業等について緊急雇用安定助成金を利用することは可能ですが、日額上限額は8,355円、助成率は中小企業が2/3、大企業が1/2となるほか、利用条件が異なりますので、詳細は以下のリーフレット裏面を参照ください。（リーフレット） <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

その他

令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

不正受給への対応を厳格化しています

事業所名等の積極的な公表
予告なしの現地調査

5年間の不支給措置・捜査機関との連携強化
返還請求（ペナルティ付き）

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

従業員の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合
- ・不正受給に関する情報を把握している場合

リーフレット



緊急雇用安定助成金は、令和5年3月31日をもって終了する予定です

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、本助成金は**令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了**します。申請期限や最後の判定基礎期間の申請方法は次のとおりです。

申請期限について

緊急雇用安定助成金の申請期限は、支給対象期間（1～3の連続する判定基礎期間）の末日の翌日から起算して2か月以内です。申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。

郵送又はオンライン申請による場合は、上記の日までに支給申請書等が労働局・ハローワークに**到達**していなければなりませんので、ご注意ください。

なお、**令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、**

令和5年5月31日まで※（必着）

です。

※ 末日締め以外の事業所の場合で、令和5年3月31日を末日とする1か月未満の判定基礎期間と、その直前の判定基礎期間を通算して申請する場合に限り、通算した判定基礎期間の初日の2か月後の日から2か月以内が申請期間となり、令和5年6月中に申請期限が来る場合があります。詳しくは下記「最後に申請する判定基礎期間について」の「20日締めの事業所の例」の②を参照してください。

最後の判定基礎期間について

令和5年3月31日を含む判定基礎期間については、賃金締め切り日や最終休業日にかかわらず、**判定基礎期間末日が一律に令和5年3月31日まで**となります。なお、令和5年4月1日以降も休業を実施した場合であっても、助成対象となるのは令和5年3月31日までに実施した休業のみとなります。

末日締めの事業所の例：

判定基礎期間

令和5年2月1日～令和5年2月28日

申請期間： 令和5年3月1日 ～ 令和5年4月30日

判定基礎期間（最終）と同時に申請する場合は、令和5年5月31日まで

判定基礎期間（最終）

令和5年3月1日～令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日

20日締めの事業所の例：

判定基礎期間

令和5年2月21日～令和5年3月20日

申請期間： 令和5年3月21日 ～ 令和5年5月20日

判定基礎期間（最終）

令和5年3月21日
令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日

判定基礎期間（最終）

令和5年2月21日 ～ 令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年6月20日

判定基礎期間（最終）の初日の2か月後の日から起算して、2か月以内

雇用調整助成金について

雇用調整助成金の制度自体は令和5年4月以降も継続しますが、令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

※本リーフレットは令和5年度厚生労働省予算案の内容です。

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

就職氷河期世代の積極的な採用をお願いします！

～就職氷河期世代の活用を検討してみませんか～

■「就職氷河期世代」として対象となる方は、正社員雇用機会に恵まれなかった35歳以上55歳未満の方で、正社員や期間の定めがない雇用等、安定した雇用を希望している方です。

■ハローワークでは、「就職氷河期世代」の方を正社員等期間の定めのない労働者として雇用していただける事業主の方からの求人を募集しています。

就職氷河期世代を対象とした求人の条件

就職氷河期世代を対象とした求人の条件は主に以下の **3点**です。

- 1 就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）を対象とした求人であること。
- 2 期間の定めのない労働契約を締結すること。
- 3 経験等不問の求人であること。

ハローワークでの主な支援

★就職氷河期世代の募集であることを求人票に表示します。（例「氷河期世代で、正社員雇用の機会に恵まれなかった方歓迎」、「就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方限定」等）

★専門の相談窓口（ミドル世代支援コーナー）では、就職氷河期世代対象者に対する就職支援、求人情報提供から紹介を積極的に行います。

★特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）について、対象労働者の要件に該当する場合に、一定の要件を満たせば助成対象になります。

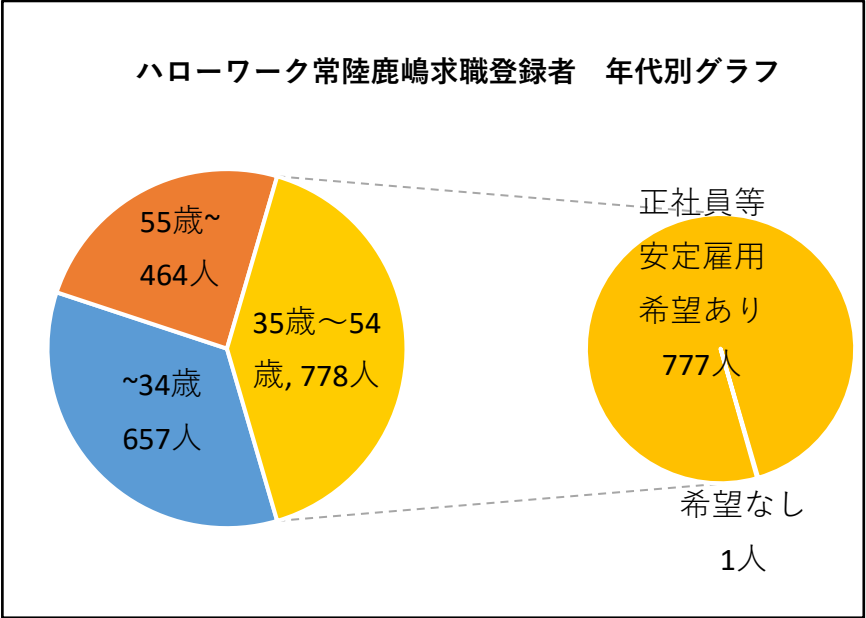
ハローワーク常陸鹿嶋に求職登録している求職者の約41%(778人、令和4年8月末現在)が、就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）の求職者です。その内99.9%の方が、正社員等の安定した雇用を希望しています。多様な職務経験を有する求職者も多く、即戦力、組織内の年代構成のギャップを埋め組織の活性化につながる等、就職氷河期世代の採用によるメリットも大きいと思われます。この機会に積極的な採用をお願いいたします。

ハローワーク常陸鹿嶋

ハローワーク常陸鹿嶋の求職登録者の状況

令和4年8月末現在

ハローワーク常陸鹿嶋に求職登録している求職者（1899人）のうち、
就職氷河期世代：35歳以上55歳未満の求職者（778人 男性：446人、女性：332人）が41%を占めています。
就職氷河期世代の求職者：778人の内、777人（99.9%）が正社員等安定した雇用での就職を希望しています（右記グラフ参照）。
下記の表は、職業分類ごとの希望者数になります。



就職氷河期世代で正社員等の安定雇用を希望する求職者の希望職種の状況

令和4年8月末現在

職業分類		希望者数（単位：人）	
		男性	女性
A	管理的職業	0	0
B	専門的・技術的職業	21	39
C	事務的職業	40	140
D	販売の職業	19	15
E	サービスの職業	28	40
F	保安の職業	4	0
G	農林漁業の職業	5	1
H	生産工程の職業	66	30
I	輸送・機械運転の職業	78	3
J	建設・採掘の職業	30	0
K	運搬・清掃・包装等の職業	84	32
計		375	300

注：希望職種は複数登録が可能なため、求職者数とは一致しません。

～ハローワーク常陸鹿嶋からのお願い～
就職氷河期世代の求職者には、様々な希望職種の方、多様な職務経験をお持ちの方がたくさんいます。選考に関して書類選考ではなく、面接による選考をお願いいたします。この機会に、就職氷河期世代の積極的な採用をお願いします！

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）拡充のお知らせ

就職が困難な方を採用し、人材育成を行い、賃金を引き上げることで助成金の額が通常より上がります

就職が困難な方（未経験職種への転職を希望する方）を「採用」し「訓練」を行い「賃金引き上げ」を実現すると以下の助成が受けられます。
 （「訓練」や「賃金引き上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成金が支給されます）

通常の1.5倍

特定求職者雇用開発助成金（採用の助成金）

助成額

90[※]万円

～

360万円

※短時間労働者以外の場合の助成額。

人材開発支援助成金（訓練の助成金）

訓練費用の
助成率

30%

～

75%

- ・特定求職者雇用開発助成金を利用する場合、「賃金助成額」は支給されず、「経費助成」のみ支給されます。
- ・訓練の内容や対象者の違いにより助成率が異なります。

助成開始対象

令和4年12月2日以降の採用

まずは求人提出が必要です。詳細は管轄のハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母 高年齢者（60～65歳未満） 生活保護受給者等 など	90万円（75万円） 短時間：60万円（45万円）	45万円（37.5万円）×2期 短時間：30万円（22.5万円）×2期
就職氷河期世代不安定雇用者	90万円（75万円）	45万円（37.5万円）×2期
65歳以上の高年齢者	105万円（90万円） 短時間：75万円（60万円）	52.5万円（45万円）×2期 短時間：37.5万円（30万円）×2期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円（75万円） 短時間：120万円（45万円）	45万円×4期（37.5万円×2期） 短時間：30万円×4期（22.5万円×2期）
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	360万円（150万円） 短時間：120万円（45万円）	60万円×6期（50万円×3期） 短時間：30万円×4期（22.5万円×2期）

※（ ）内は大企業に対する支援額

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後（1期）、1年後（2期）に2回支給するイメージです。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL041202企01

対象労働者の支給要件

就職が困難な方

通常のコース名	対象労働者種別
特定就職困難者コース	・60歳以上の方 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・ウクライナ避難民 など
生涯現役コース	・65歳以上の方
被災者雇用開発コース	・被災離職者など
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	・発達障害者 ・難治性疾患患者
就職氷河期世代安定雇用実現コース	・就職氷河期世代で不安定な雇用を繰り返す者
生活保護受給者等雇用開発コース	・生活保護受給者 ・生活困窮者

採用の雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合に助成対象となります。ただし、「生涯現役コース」と「被災者雇用開発コース」の対象者は、1年以上継続して雇用することが確実である場合に助成対象となります。

これまでの職歴

未経験職種に就職する方が対象です

- ・ 求人内容と職業相談の内容を踏まえて、ハローワークなどから「未経験職種への就職を希望する方」として職業紹介をします。原則は、それをもって対象者の要件に該当するものとなります。
- ・ 経験1年未満の職種も、未経験職種として取り扱います。

訓練と賃金引き上げの支給要件

対象となる訓練

次のいずれかの人材開発支援助成金を活用した訓練が対象です。
最後の支給対象期の末日までに訓練を開始することが必要です。



人材開発支援助成金

- ① 1コースの実訓練時間数等が50時間以上※の訓練
※ eラーニング・通信制による訓練の場合は、標準学習時間が50時間以上または標準学習期間が3月以上
- ② ①以外の次の訓練
 - ・ 特定訓練コース（労働生産性向上訓練、熟練技能育成・承継訓練）
 - ・ 特別育成訓練コース（中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練）
 - ・ 人への投資促進コース（高度デジタル人材等訓練）
 - ・ 事業展開等リスキリング支援コース

賃金引き上げの要件

「賃金引き上げ計画」の計画期間（最大3年）内に、採用時（試用期間がある場合は本採用時）の「毎月決まって支払われる賃金※」が5%以上引き上がっていることが必要です。
※ 年間賞与や超過労働給与額（時間外手当など）、職務非関連の賃金（住宅手当、家族手当、通勤手当など）を除いた賃金

- ・ 採用日から3年経過した日に、「天災その他のやむを得ない理由」や「対象労働者の本人の責めに帰すべき理由」などにより、5%以上の引き上げを行われていない場合においても、助成対象となることがあります。
- ・ 職務内容などが同一の労働者と比べ、合理的な理由がなく、採用時の賃金を下げている場合などは、助成金が払われな
- ・ 賃金引き上げが、主に最低賃金の改定などを契機に行われるものである場合は、要件を満たしません。

支給申請の流れ

支給申請の流れ（基本的な流れ）

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です

1 ハローワーク等からの職業紹介

2 対象者の採用

3 賃金引上げ計画書の作成

4 人材開発支援助成金の計画届の提出

5 訓練実施

6 人材開発支援助成金の支給申請・決定

7 支給申請・審査・決定

1. ハローワーク、地方運輸局、適正な運用が望める特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の職業紹介で採用した場合のみ、助成金の対象となります。

3. 「毎月決まって支払われる賃金」を5%以上引き上げるための計画の作成が必要です（提出は「7」の第1期支給申請時）

4. 原則、訓練開始日から起算して**1か月前まで**に「訓練実施計画届」などの都道府県労働局への提出が必要です

6. 原則、訓練終了日の翌日から起算して**2か月以内**に「支給申請書」（人材開発支援助成金）の都道府県労働局への提出が必要です

7. ・ 各支給対象期（賃金締め切り日等の翌日から6か月間）の末日の翌日から**2か月以内**に**支給申請書の提出**が必要です。
・ **第1期の申請時に「賃金引上げ計画書」の提出**が必要です。
・ 「人材開発支援助成金の支給決定通知書または支給申請書」と「賃金引上げ報告書」を提出した後に、高額助成されます（下記Q&Aもご覧ください）

特定求職者雇用開発助成金の流れ

人材開発支援助成金の流れ

【注意事項】

成長分野等人材確保・育成コースの助成金を受給するためには、**第1期支給申請時**に「賃金引上げ計画書」（上記3）を提出することが必須です。提出を忘れないようご注意ください。

Q

訓練の終了日や「賃金引上げ計画」の期間終了日が、特定求職者雇用開発助成金の支給申請期間を超えてしまいます。特定求職者雇用開発助成金は、どのように申請をすればいいですか。

A

上記の場合、特定求職者雇用開発助成金の支給申請期限※内に、次の書類**以外**を提出してください。

※各支給対象期（賃金締め切り日等の翌日から6か月間）の末日の翌日から2か月以内

- ① 人材開発支援助成金の支給決定通知書（または支給申請書）
- ② 賃金引上げ報告書

その後、訓練実施と賃金引上げの対応が終わったタイミングで、①と②の書類を追加で提出してください。なお、「最終の支給対象期の申請期限」「人材開発支援助成金の支給決定日」または「賃金引上げ計画期間の終了日」の遅い日から起算して2か月以内に対応してください。

①と②の提出時期によっては、助成金を2回に分けて支給することがあります。詳しくは、下記「支給方法のイメージ」をご覧ください。

【例】母子家庭の母を採用した場合、合計90万円の助成がされますが、通常コース（特定就職困難者コース）の60万円をまず支給し、高額助成分の30万円を後日支給することがあります。



申請書類



人材開発支援助成金の
申請上の注意事項



支給方法の
イメージ

人材開発支援助成金は、訓練経費に対する助成（経費助成）と、訓練期間中の労働者の賃金に対する助成（賃金助成）があります。いずれも支給されますか。

特定求職者雇用開発助成金と、人材開発支援助成金の**賃金助成額**は、同一の労働者に対するものは、**いずれか一方の額のみ支給**されます。

特定求職者雇用開発助成金の受給を希望する場合は、**人材開発支援助成金の支給申請時にあらかじめ「特開金（成長コース）（対象者：●●）」と記載する必要があります**。「人材開発支援助成金の申請上の注意事項」（前のページのQRコード参照）のリーフレットもご覧ください。

なお、賃金助成額は、訓練 1 時間当たり**最大960円**の助成額ですので、90万円（短時間60万円）の助成額の方（母子家庭の母など）は、**468時間以下（短時間312時間以下）の訓練時間**であれば、**特定求職者雇用開発助成金の助成額の方が高くなります**。詳しくは、下記早見表をご覧ください。

【早見表】

- 下表は、**第 1 期支給対象期**（採用日等から 6 ヶ月以内）に**訓練を実施・終了した場合※**において、成長分野等人材確保・育成コースの助成額と人材開発支援助成金の賃金助成額を比較したものになります。

※ これ以外の時期に訓練を実施・終了する場合には下表とは異なる取扱となります。労働局にお問い合わせください。

- 下表に記載のある「**訓練時間**」以下の場合には、人材開発支援助成金※（賃金助成額）より、成長分野等人材確保・育成コースの助成額が高くなります。

※ **建設労働者技能実習コース**の場合は、訓練時間数にかかわらず、**成長分野等人材確保・育成コースの助成額が高くなります**。

		人材開発支援助成金 賃金助成額（訓練 1 時間当たり）					
		380円	475円	480円	600円	760円	960円
成長分野等 人材確保・育成コース の合計助成額	45万円	592時間	473時間	468時間	375時間	296時間	234時間
	60万円	789時間	631時間	625時間	500時間	394時間	312時間
	75万円	986時間	789時間	781時間	625時間	493時間	390時間
	90万円	1,184時間	947時間	937時間	750時間	592時間	468時間
	105万円	1,381時間	1,105時間	1,093時間	875時間	690時間	546時間
	120万円	789時間	631時間	625時間	500時間	394時間	312時間
	150万円	1,315時間	1,052時間	1,041時間	833時間	657時間	520時間
	180万円	1,184時間	947時間	937時間	750時間	592時間	468時間
	360万円	1,578時間	1,263時間	1,250時間	1,000時間	789時間	625時間

※合計助成額の詳細はP1に掲載

そのほかの主な支給要件

事業主に関する要件

- ☐ 雇用保険の適用事業主であること
- ☐ 対象労働者の賃金を支払っていること
- ☐ 労働保険料を滞納していないこと
- ☐ 採用日前後 6 か月間に事業主都合による解雇※をしていないこと ※勧奨退職を含みます
- ☐ 採用日前後 6 か月間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる理由で離職した被保険者の数が、対象労働者の採用日における被保険者の 6 %を超えている場合（特定受給資格者となる離職者が 3 人以下の場合を除く）

対象労働者に関する要件

- ☐ ハローワークなどの職業紹介以前に雇用の予約があった者でないこと
- ☐ 職業紹介時点で、在職している者でないこと
※就職氷河期世代などの場合を除きます。
- ☐ 採用した事業所と関係のあった者でないこと
※過去 3 年間に事業所で就労させたことがある場合
※事業主と 3 親等以内の親族である場合 など
- ☐ 助成金の対象期間の途中などにおいて、離職した労働者でないこと
※労働者の責めに帰すべき理由による解雇などは除きます。
- ☐ 性風俗関連営業などを行っており、接待業務などに従事する労働者でないこと

ご注意ください

- 上記以外にも、支給要件があります。詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/content/000923200.pdf>をご覧ください。
- 他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- 国、地方公共団体、行政執行法人など（これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を含む）の機関は支給対象とならない場合があります。
- この助成金を受給した事業主は、国の会計検査の対象になることがあり、検査の対象となった場合は、ご協力ください。また、関係書類は、支給決定がされた時から 5 年間整理保存してください。
- 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けた場合は、不支給決定または支給決定の取り消しを行います。この場合、すでに支給された助成金は全額を返還するとともに、不支給決定または支給決定の取り消しを受けた日以後 5 年間は各種助成金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものについては、原則公表となるほか、詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。

■ 編集・発行 ■

ハローワーク常陸鹿嶋

常陸鹿嶋公共職業安定所

〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1

TEL 0299-83-2318

常陸鹿嶋地区雇用対策協議会事務局

潮来市役所観光商工課

〒潮来市辻 626

TEL 0299-63-1111